

意見陳述

2020年8月21日

東京地方裁判所 民事第1部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 太 田 健 義

記

訴状にも記載しましたが、本件では延べ89人もの人たちが逮捕されました。

私は、弁護士をして23年目で一般的な弁護士よりも刑事事件を経験していると思いますが、このような事件は見たことがありません。

また、私は大阪で、山口組の抗争に絡む刑事事件も経験したことがありますが、暴力団の刑事事件でも、延べ89人も逮捕されたことはないはずです。

本件が異様なのは、逮捕者の数だけではありません。事件の内容も異様です。私が担当している西山さんは、たった1回のビラまきが恐喝未遂であるとして、起訴されました。他の組合員らも、工事現場で違法行為を指摘するコンプライアンス啓蒙活動が、恐喝未遂や威力業務妨害になるとして、起訴されています。

さらに、取調べも異様なものでした。私が接見した組合員は、警察から、このままでは子どもの誕生日までに出られないぞと脅され、危うく虚偽の自白調書を作成するところでしたが、別の弁護士が接見して、黙秘で通しました。結果的に、起訴直後に保釈されたため、子どもの誕生日と一緒に祝うことが出来ました。ただ、その人は、また逮捕されれば自分も精神的にもたないし、家族ももたないとして、結果的に組合は辞めました。その意味では、組合を潰すという捜査側の目的は達成したと言えます。

この刑事事件が一番異様な点は、いずれも正当な組合活動が犯罪とされていることです。しかし、組合員は、自分の生活を安定させるために、必死になって組合活動を行っているだけです。言うまでもなく、組合活動は、憲法28条で保障された権利です。身分保障のある裁判官には理解できないかもしれませんが、現場の労働者は、自らの生活を安定させるには、必死になって組合活動に加わり、自らの手で労働条件を安定させるしかありません。

裁判所は、憲法の価値を守る存在ですから、本件の審理に当たっては、組合員らの正当な組合活動をしっかりと守る判断をお願いいたします。

以上